

評価基準表

	評価内容	評価点	加重点	配点
基本事項	○ 本市の調達目的が理解され、具体的な業務提案ができているか。	5	1	25
	○ 個人情報の保護に係る社内のコンプライアンスが確立され、安心して委託することができると判断できるものか。	5		
	○ 個人情報の保護に対する措置内容(社員による情報漏洩防止策、サイバーセキュリティ対策等)が具体的に示されているか。	5		
	○ 社員のワークライフバランス・安全衛生に関する取組が行われているか。	5		
	○ SDGsをはじめとする社会課題に対して社内の取組が行われているか。	5		
業務体制・ 業務計画	○ 円滑に業務を遂行するための組織・人員の体制が提案されているか。	5	2	50
	○ 準備から完了までの現実的なスケジュールが提案されているか。また、本市の依頼から本市への報告提出までの工程について、具体的なスケジュールが提案されているか。	5		
	○ 本市との連絡体制は明確か。また、相談・協議等の要求を行った際に迅速な対応が可能か。(時間的、地理的な状況)	5		
	○ 業務を確実に執行できる社内のバックアップ体制が整備されているか。	5		
	○ 不測の事態等が発生した場合に、外観調査等業務への影響を最小限に抑えられる対応が提案されているか。	5		
実施方法	○ 本業務にあたる社員が「調査項目一覧」を十分に理解し、業務に当たれるよう工夫されているか。	5	4	80
	○ 調査対象物件を特定するための手法等を有しているか。	5		
	○ 現地調査を滞りなく行うための手法(事前に問題を回避するための手法を含む。)等を有しているか。	5		
	○ 調査報告の作成工程においてミスを発見する仕組みがあり、リカバリーに関する提案がされているかどうか。	5		
実績・ 契約状況	○ 他の政令指定都市をはじめとする地方公共団体等において類似業務の実績があり、その経験等が活かされた提案がされているか。	5	2	20
	○ 他の契約と履行時期が重複したとしても、本業務の履行に支障が生じることはないか。	5		
価格	○ 委託金額の上限以内の見積価格になっているか。	5	5	25
合 計				200

評価方法

- 最低選定基準点は120点とする。最低選定基準点を上回った者とのみ契約を締結するものとする。
- 評価項目の審査に当たっては、原則として＜秀・優・良・可・不可＞の5段階で評価し、各項目の「評価点」として付与する。
- 各項目の配点は、項目ごとの「評価点」に「加重点」を乗じて算出するものとする。

- ・ 基本事項、業務体制・業務計画、実施方法、実績・契約状況の採点

要件を満たしているものの、それ以上の加点要素が無い場合を「可」に相当する基準点とする。

【秀】5点：提案内容が要件を満たしており、現実的かつ効果的、理想的な評価に値する要素が多岐に及び極めて優れている場合

【優】4点：提案内容が要件を満たしており、現実的かつ効果的、理想的な評価に値する要素がある場合

【良】3点：提案内容が要件を満たしており、現実的な評価に値する要素がある場合

【可】2点：提案内容が要件を満たしているが、それ以上の加点要素がない場合

【不可】0点：提案内容が要件を満たしていない又は評価点を付与するのに値しない場合

- ・ 価格の採点

見積価格を契約金額の上限で除した数値（小数点以下第2位切捨て）が以下の項目に該当しているかにより、「評価点」を付与する。

【秀】5点：見積価格が契約金額の上限の90%未満の場合

【優】4点：見積価格が契約金額の上限の90%以上95%未満の場合

【良】3点：見積価格が契約金額の上限の95%以上99%未満の場合

【可】2点：見積価格が契約金額の上限以内の場合

【不可】0点：見積金額が契約金額の上限を超過している場合（直ちに失格）

集計方法

- 最終的な各項目の点数は、選定委員会の各構成員が採点した項目ごとの合計点数を構成員の数で除した点数（平均点）とする。（合計200点満点）
- 評価基準表から著しく外れる採点が行われていたことが判明した場合は、選定委員会で協議し、当該構成員の採点を不採用とする又は採点のやり直しを求める場合があるものとする。